

表題	電子納税の利用の仕方を知りたい
ファイル名	2 ダイレクト納付を利用する場合

目次

1	利用者識別番号の取得有無の確認	1
2	ダイレクト納付の利用は初めてか	1
3	ダイレクト納付利用届出書の提出有無の確認	1
4	ダイレクト納付登録完了通知の有無	2
5	今回の手続きの申告等のデータ送信の有無	2
6	電子納税を行う税目	2
7	印紙税納税申告手続の確認	3
8	納付情報登録依頼	3

1	利用者識別番号の取得有無の確認
・利用者識別番号を取得済の場合 利用者識別番号を取得済の場合は、目次 2 を確認してください。 ・利用者識別番号が未取得の場合 利用者識別番号が未取得の場合は、電子納税を利用する際に、開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得する必要があります。 税理士等の関与がある場合や他の担当者がある場合は、すでに利用者識別番号を取得している可能性がありますので、開始届出書の提出の前に確認してください。	
2	ダイレクト納付の利用は初めてか
・ダイレクト納付を初めて利用する（新たに登録した口座を利用する場合等も含む） 目次 3 を確認してください。 ・ダイレクト納付を既に利用している 目次 5 を確認してください。	
3	ダイレクト納付利用届出書の提出有無の確認
・提出済の場合 目次 4 を確認してください。 ・未提出の場合 所轄の税務署へダイレクト納付利用届出書（国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書）を提出してください。 「ダイレクト納付登録完了通知」の格納後に送信した手続きからダイレクト納付の利用ができます。 なお、個人の方の場合は、令和 3 年 1 月より、ダイレクト納付利用届出書を e-Tax で提出することができる	

ようになりました。税務署での処理が完了すると、メッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されます。 「ダイレクト納付登録完了通知」の格納後に送信した手続きからダイレクト納付の利用ができます。 オンラインでの提出後、ダイレクト納付の利用が可能になるまでの期間は約1週間となります。
4 ダイレクト納付登録完了通知の有無 ・ ダイレクト納付登録完了通知が格納されている場合 目次5を確認してください。 ・ ダイレクト納付登録完了通知が格納されていない場合 「ダイレクト納付登録完了通知」の格納後に送信した手続きからダイレクト納付の利用ができます。 なお、ダイレクト納付利用届出書を提出いただいた後、ダイレクト納付の利用が可能になるまでの期間は約1ヵ月となります。 ※個人の方の場合は、令和3年1月より、ダイレクト納付利用届出書をe-Taxで提出することができるようになりました。オンラインでの提出後、ダイレクト納付の利用が可能になるまでの期間は約1週間となります。
5 今回の手続きの申告等のデータ送信の有無 ・ e-Taxで送信済み メッセージボックスに格納されている「納付情報登録依頼」または「徴収高計算書」の受信通知をご確認ください。ダイレクト納付を行うことができるボタンが表示されますので、そこから納付手続きを行ってください。 ・ e-Taxで送信予定（税理士等が送信し、納税者が納付を行う場合も含む） 申告等データを送信しますと、メッセージボックスに「納付情報登録依頼」または「徴収高計算書」の受信通知が格納されますのでご確認ください。ダイレクト納付を行うことができるボタンが表示されますので、そこから納付手続きを行ってください。 ・ e-Taxで送信せず、電子納税のみを行いたい 目次6を確認してください。
6 電子納税を行う税目 ・ 源泉所得税の場合 源泉所得税及び復興特別所得税については申請と納付が一体であるため、電子納税のみを行うことができません。e-Taxソフト等で徴収高計算書を作成・送信してください。メッセージボックスに「徴収高計算書」の受信通知が格納されます。ダイレクト納付を行うことができるボタンが表示されますので、そこから納付手続きを行ってください。 なお、e-Taxソフト等をご利用にならない場合は、窓口で納付を行ってください。 ・ 印紙税の場合 目次7を確認してください。

・源泉所得税・印紙税以外の場合 目次 8 を確認してください。
7 印紙税納税申告手続の確認
・印紙税納税申告に係る納付手続の場合 目次 8 を確認してください。 ・印紙税納付計器使用請求書に係る納付手続の場合 印紙税納付計器使用請求書の場合、電子納税のみを行うことができません。e-Tax ソフト等で徴収高計算書を作成・送信してください。メッセージボックスに格納された受信通知にダイレクト納付を行うことができるボタンが表示されますので、そこから納付手続を行ってください。 印紙税納付計器使用請求書を e-Tax で送信しない場合は、窓口で納付を行ってください。 なお、印紙税納付計器使用請求書を e-Tax で送信する場合、電子証明書による電子署名の付与が必要です。
8 納付情報登録依頼
e-Tax ソフト等で納付情報登録依頼を作成・送信してください。メッセージボックスに格納される「納付情報登録依頼」にダイレクト納付を行うことができるボタンが表示されますので、そこから納付手続を行ってください。